

フリーランス法説明資料



明和町シルバー人材センター



目次

—

01

フリーランス新法の概要

02

シルバー人材センターにおける新法への対応

03

どういった手続きが増えるの？

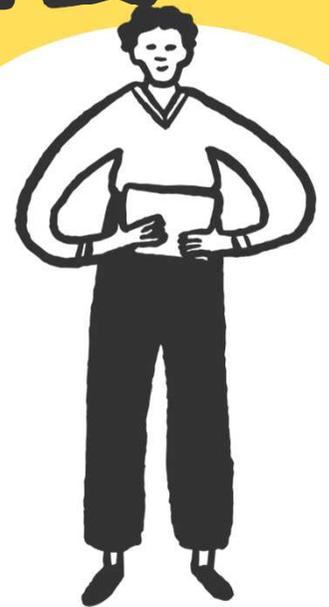
Table of
Contents

04

改めてシルバー人材センターとは

フリーランス新法の概要

法律・用語・規制



フリーランス新法の概要（法律）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 （令和5年5月12日交付 令和6年11月1日施行）

フリーランス（個人）として働く人々が、受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、フリーランスを利用することで利益を得る事業者に対して、禁止事項や配慮義務などの規制が課される。

フリーランスの2つの側面

フリーランスは一般的に、「事業者」と「労働者」の2つの側面を有している。このため、それぞれの側面に応じた規制が行われる。

1. 事業者としての側面

事業者としてのフリーランスに対しては、下請法などの競争法に準拠した規制が行われる。

2. 労働者としての側面

労働者としてのフリーランスに対しては、労働関係法の視点を取り入れた規制が適用される。

フリーランス新法の概要（用語）



「業務委託」とは

事業者が他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。



「特定受託事業者」とは

業務委託の相手方である事業者であって従業員を有しない者をいう。所謂フリーランス、個人の事業者。



「特定業務委託事業者」とは

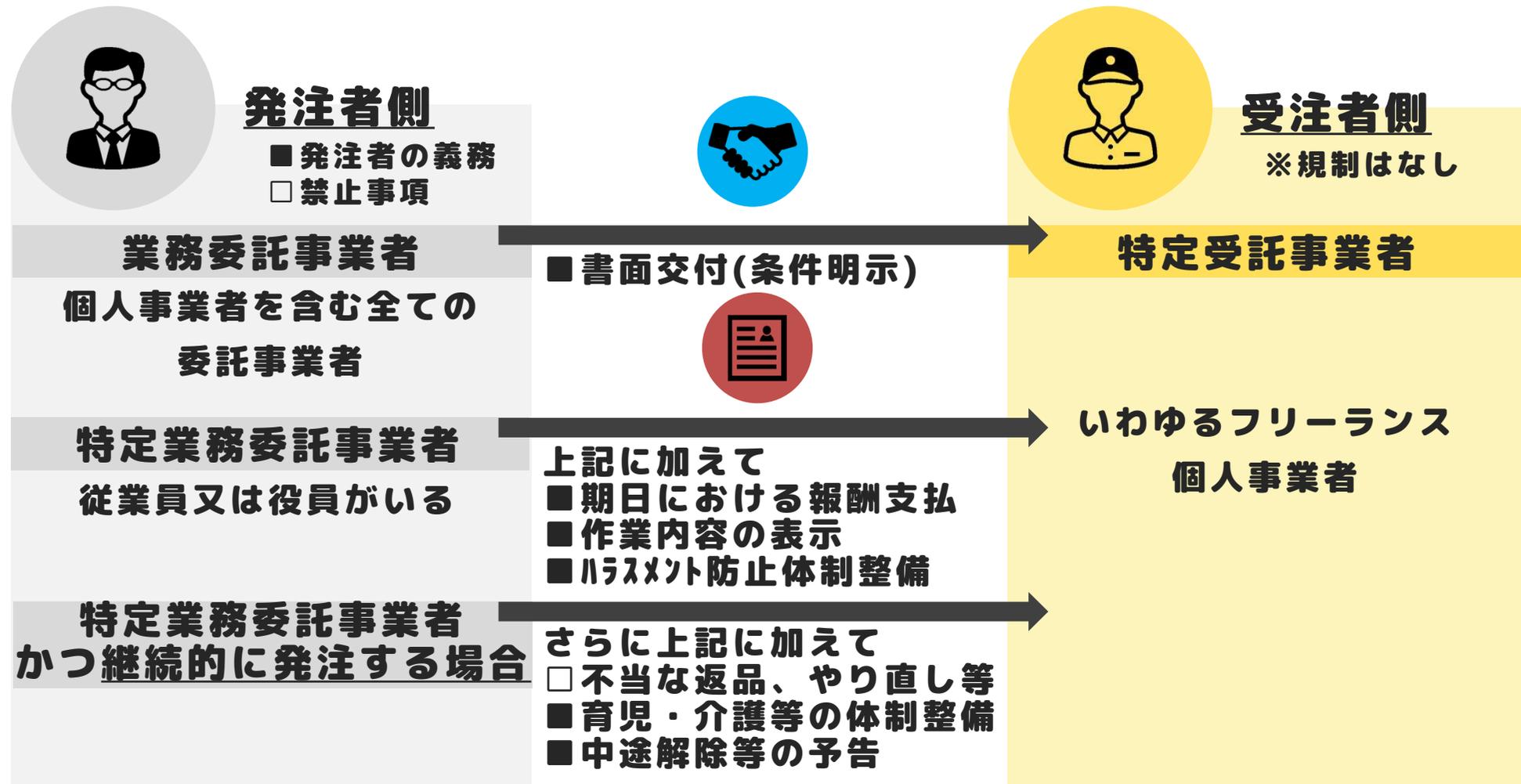
特定受託事業者に業務委託をする事業者であって従業員を使用する又は役員がいるものをいう。組織の事業者。



「就業条件の明示」とは

作業内容、期間、配分金単価などの情報を提示するものをいう。

フリーランス新法の概要（規制）



シルバーにおける新法への対応

概要、請求、仕組み



シルバーにおけるフリーランス新法の対応（概要）

現在のシルバー人材センターの仕組み

センターは、発注者から作業依頼を受け、会員へ再委託する形で作業を請け負っている。しかし、フリーランス新法の施行に伴い、次のような変更が生じる。

新法施行以降の変更点

新法施行以降は、発注者と会員が直接請負契約関係を結び、センターは仲介役としての役割を果たすことになる。これにより、センターが手続き書類の作成を行うため、会員の手続きに関しては以前と変更はないが、次のような影響が予想される。

直接契約による影響

- 1.発注者が特定業務受託事業者（いわゆる企業等）の場合
会員（免税事業者）の報酬分の消費税が仕入額控除できないため、企業からの依頼が減少する可能性がある。
- 2.一般家庭からの作業依頼
新法による規制は特になく、従来通りの流れで依頼を受けることができる。

シルバーにおけるフリーランス新法の対応（請求）

消費税に係る仕入額控除（※法人等のみ）

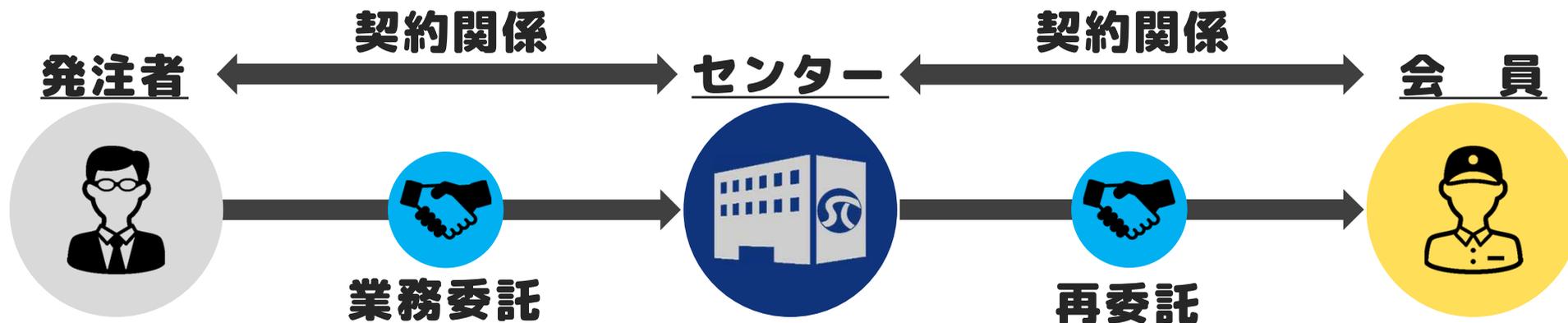
新法施行後は、発注者と会員が直接契約関係になるため、課税事業者にあたるセンター分（仕入額控除可能）と、消費税免税事業者にあたる会員分（仕入額控除不可）を2つに分けて請求することになる。

現在（インボイス制度開始から）は、発注者とセンターが契約関係となるため、会員分の仕入額控除ができない消費税はセンターで負担している。



シルバーにおけるフリーランス新法の対応（仕組み）

現行のシルバー手続きの仕組み



- 1.発注者はセンターへ業務依頼し契約関係となる
- 2.センターが業務実施可能な会員へ業務を再委託し契約関係となる
- 3.会員が業務を実施

シルバーにおけるフリーランス新法の対応（仕組み）

新法施行後のシルバー手続きの仕組み



- 1.発注者はセンターへ業務が実施可能な会員を仲介するよう依頼
- 2.センターは発注者と会員をマッチングし、日程や書類作成などの調整実施
- 3.発注者と会員が契約関係となり業務を実施

どういった手続きが増えるの？

手続き、就業条件明示



こういった手続きが増えるの？（手続き）

発注者



- ・センターと利用契約締結
- ・就業条件調整
- ・会員と請負契約締結
- ※書類はセンターが作成

会員



- ・センターから条件提示
- ・発注者と請負契約締結
- ※書類はセンターが作成

センター



- ・発注者と利用契約締結
- ・会員へ就業条件明示
- ・発注者へ代理請求
- ・会員へ配分金を代理支払
- ※現行と流れは同様

■今までとどう変わるの？

手続きの流れが変わるが、発注者と会員は今まで通りで問題ありません。

※詳細資料は別途参照

こういった手続きが増えるの？（就業条件明示）



書面による就業条件明示の一例

就業条件明示書

あなたの就業条件等は次のとおりです。

1	会員氏名	明和 太郎
2	仕事内容	草刈り作業及び処分
3	就業場所	明和町新里311番地3
4	就業期日	2024年11月1日 ~ 11月5日
5	配分金額	1,200円×作業実施時間
6	支払期日	配分金規約による

2024年11月1日

明和町シルバー人材センター

改めてシルバー人材センターとは センターの役割



改めてシルバー人材センターとは（センターの役割）

個人事業者が年会費（2,000円）を支払うことで、センターから、

- ・ 作業の斡旋、発注者との調整
 - ・ 見積、契約、請求に係る事務書類の作成
 - ・ 発注者への代行請求、会員への代行報酬支払
 - ・ 作業に係る傷害、賠償保険加入
- などの事務サポートが受けられる会員サービスである。

フリーランス新法により仲介役ということが一層明確化される。

発注者へは会員とのマッチング支援として作業料金に事務手数料10%を加算して請求している。



最後に（フリーランス新法施行後の各役割）

会員（個人事業者）

会員はセンターから紹介された作業を請け負い、個人事業者としてその作業を遂行する。会員はセンターの従業員ではなく、自らの責任で作業を行う個人事業主。そのため、作業時間や業務の進め方について、自分自身で管理しなければならない。

発注者

発注者は、センターに業務内容を相談し、その業務が紹介された会員によって遂行されることを期待する。発注者は会員を従業員として扱わず、センターとの利用契約に基づいて業務を依頼。会員が個人事業者であることを認識し、センターを介して会員と業務委託関係を維持する。

センター

センターは発注者から業務の相談を受け、その業務を会員に紹介する役割を担う。また、会員と発注者の間でスムーズに業務が進行するようにサポートする。

センターは仲介者として機能し、会員の作業内容や条件を確認した上で、適切なマッチングを行う。

新法施行後の共通認識

フリーランス新法の施行により、発注者、会員、センターの間でそれぞれの立場と責任を明確に理解することが求められる。特に、会員が従業員ではなく個人事業者であることを全員が認識し、その前提で業務が進められることが重要である。